公　　示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービスに限る。）に関する制度について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（福祉輸送サービスに限る。）に関する制度を下記のとおり定めたので公示する。

平成１８年１１月３０日

関東運輸局長　大藪譲治

記

１．福祉輸送サービスに係る運賃の種類等

福祉輸送サービスに係る運賃及び料金の種類ごとに適用する範囲は次のとおりとし、それぞれ設定できるものとする。

(1) ケア運賃

福祉輸送サービス（(2)及び(3)を除く。）を行う場合。

(2) 介護運賃

福祉輸送サービスのうち、介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護サービス計画（ケアプラン）又は市町村が行う介費給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して又は一体として要介護者等の輸送を行う場合。

(3) 民間救急運賃

福祉輸送サービスのうち、消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスにより患者の輸送を行う場合。

２．運賃

(1) 運賃の種類

運賃の種類は、次のとおりとする。

イ　時間制運賃

旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでの実拘

束時間に応じた運賃。

ロ　距離制運賃

旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離に応じた運賃。

ハ　定額運賃

一定の輸送範囲において定額運賃を設定する運賃。

(2) 運賃の適用方法

イ　時間制運賃の適用方法

①　時間制運賃は、15分又は30分単位とし、15分若しくは30分未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

②　時間制運賃は、10円単位とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

ロ　距離制運賃の適用方法

①　走行距離の算出は、原則運賃メーター器によること。ただし、１．(2)の介護運賃を設定する場合においては、走行距離積算計により算出することができるものとする。

②　走行距離積算計による距離制運賃の加算運賃は、１００メートル単位とし、１００メートル未満の端数は切り捨てるものとする。

③　走行距離積算計による距離制運賃は、10円単位で設定するものとする。

ハ　定額運賃の適用方法

①　利用実態に応じた一定のゾーン内において、定額運賃を設定することができるものとする。

②　適用ゾーンは、行政区画、道路、河川、その他の明確な区分により設定するものとする。

(3) 運賃の割増及び割引

割増及び割引は、不当な差別的取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できるものとする。

３．料金

料金は、不当な差別的取扱いをするものではなく、かつ、旅客が利用することを困難にするおそれがないものである場合に設定できるものとする。

なお、介護料金等旅客の運送に直接伴うものではない料金は、当然のことながらこれに含まないものであり、認可も届出も不要である。

４．車種区分

別表のとおりとする。

附則

１　本公示は、平成１８年１２月１日以降に管轄する運輸支局において受け付ける申請について適用する。

２　平成１６年３月３１日付け公示「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（介護輸送サービスに限る。）に関する制度について」は、平成１８年１１月３０日限り廃止する。

附則（平成２２年６月２４日　一部改正）

１　本公示は、平成２２年７月１日以降から適用する。

附則（令和８年７月１７日　一部改正）

１　本公示は、令和８年７月１７日以降から適用する。

別表

車種区分	自動車の大きさ等
普通車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員６名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員６名以下のもの。 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員６名以下のもの。 同条に定める軽自動車のうち乗用自動車、及びリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。 同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員６名以下のもの。
大型車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６名以下のもの。 身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員７名以上のもの。
特定大型車	道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員７名以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。

備　考	ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。